

日銀シス第19号

2018年4月10日

日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に関する規則」の一部改正等に関する件

国債の決済期間短縮化に際し銘柄後決め方式GCレポ取引が導入されることに伴い、標記規程の一部を別紙1. のとおり改正し、2018年5月1日から実施するとともに、別紙2. のとおり経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

なお、本件改正の背景については、「「当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金を定める件」の一部改正等に関する件」（平成30年1月18日付日銀シス第4号）をご参照ください。

以 上

別紙 1.

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に関する規則」中一部改正

- 第 2 号書式を次のとおり改める（全面改正）。

日 銀 ネット 利用 手数料 等 内 訳 件 数 等 (平成 年 月分)

金融機関等コード	金融機関等名	内訳件数等出力対象区分コード(注1)	内訳件数等出力対象区分名	料金・その他区分コード(注2)	料金・その他区分名	料金区分コード(注3)	料金区分名(注4)	利用開始日(注4)	利用終了日(注4)	内訳等(注5)	金融機関等店舗コード(注6)	金融機関等店舗名(注7)	手数料出力対象区分(注8)	業務処理区分コード(注8)	業務処理区分名(注8)	帳票コード(注11)	内訳区分コード(注8)	内訳区分名(注8)	単価(消費税等(注12)を含まず)	件数(注8)

- (注1) 同一の行に表示される単価が「当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金を定める件」に定める「手数料」の単価である場合には「2」が、それ以外の場合には「1」が表示されます。
- (注2) 同一の行に表示される内訳件数等出力対象区分コードが「1」でかつ、同一の行に表示される単価が「当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金を定める件」に定める「料金」の単価である場合には「1」が、それ以外の場合には「2」が表示されます。同一の行に表示される内訳件数等出力対象区分コードが「2」である場合には表示されません。
- (注3) 接続方法や回線速度に応じた料金区分を示すコードが表示されます。
- (注4) 同一の行に表示される料金・その他区分コードが「1」である場合にのみ表示されます。それ以外の場合には表示されません。
- (注5) 同一の行に表示される料金・その他区分コードが「2」である場合にはその金額の内訳等が表示されます。それ以外の場合には表示されません。
- (注6) 同一の行に表示される内訳件数等出力対象区分コードが「1」である場合には「*****」が表示されます。同一の行に表示される内訳件数等出力対象区分コードが「2」である場合において、同一の行に表示される件数が店舗別の件数であるときは当該金融機関等店舗コードが、全店舗の合計の件数であるときは「*****」が、それぞれ表示されます。
- (注7) 同一の行において金融機関等店舗コードが表示される場合には当該金融機関等店舗名称が表示されます。同一の行において「*****」が表示される場合には金融機関等名が表示されます。
- (注8) 同一の行に表示される内訳件数等出力対象区分コードが「2」である場合にのみ表示されます。それ以外の場合には表示されません。

- (注9) 同一の行に表示される手数料出力対象区分が「1」である場合には、業務処理区分コードが表示されます。同一の行に表示される手数料出力対象区分が「2」である場合には、業務処理区分(手数料)コードが表示されます。
- (注10) 同一の行に表示される手数料出力対象区分が「1」である場合には、納付対象となる業務処理区分名が表示されます。同一の行に表示される手数料出力対象区分が「2」である場合には、納付対象となる業務処理区分(手数料)名が表示されます。なお、一部の業務処理区分名については、略称で表示されます。
- (注11) 手数料出力対象区分が「1」である場合にのみ表示されます。それ以外の場合には表示されません。
- (注12) 消費税および地方消費税をいいます。

経過措置

2018年4月分の「日銀ネット利用手数料等内訳件数等」については、なお従前の例によります。